＜商品説明書＞

「カードローン“Ｎｅｏｃａ”」	
ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たされる方 ●お借入時年齢が満 25 歳以上、満 55 歳以下の方 ●勤続 2 年以上、前年度税込年収 300 万円以上の給与所得者または会社代表者の方 ※会社代表者の方は、法人の直近の決算が 2 期連続黒字で繰損がなく債務超過でないことが条件となります。 ※個人事業主・年金受給者・パート・アルバイトの方は、お申込みいただけません。あらかじめご了承ください。 ●保証会社の保証が得られる方
お使いみち	●自由（ただし、事業性資金は除きます。）
貸越極度額	●50 万円以上 500 万円以内（10 万円単位）
ご契約期間	●1年更新 ※満 63 歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。
ご融資利率	●一般の方：年利 7.90%（変動金利） ●当行住宅ローンご利用の方(フラット 35、住宅金融支援機構をご利用の方は除きます。) ：年利 6.70%（変動金利） 〔ご融資利率の変更について〕 この商品は、当行短期プライムレートが変更になった場合に、その変動幅と同じだけご融資利率が上がったり、下がったりする商品です。 新たな利率は、短期プライムレートの変更日の翌月 10 日（銀行休業日の場合は翌営業日となります。）から適用されます。 ※金利等、詳しくは窓口におたずねください。
担保・保証人	●不要
自動貸越 サービス	お客さまのご希望により、自動貸越サービスを付帯することができます。 ※自動貸越サービスとは、返済用普通預金口座による公共料金等の決済で資金が不足する場合に自動融資するものです。ただし、当行貸金の返済資金（当行クレジットカード利用代金含む）および積立性定期預金、積立性投資信託の引落し資金は除きます。 なお、自動貸越できる金額は、本カードローンの貸越極度額の未利用額とします。 ※他のカードローンにおいて、返済指定預金口座に本サービスが付帯されている場合は、ご利用できません。
ご返済日	●毎月 10 日（銀行休業日の場合は翌営業日となります。）

<table>
<tr><td>ご返済方法</td><td>●毎月のご返済：毎月 10 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に前月末日の貸越残高を基準として、次のとおり返済するものとします。なお、貸越残高は、返済日（毎月 10 日、銀行休業日の場合は翌営業日）に前日までの利息・遅延損害金が返済日前日の貸越残高に組み入れられます。
<table>
<tr><th>前月末日の貸越残高</th><th>当月の返済額</th></tr>
<tr><td>1 円以上 100 万円以下</td><td>2 万円（ただし、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計額が 2 万円未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額となります。）</td></tr>
<tr><td>100 万円超 200 万円以下</td><td>3 万円</td></tr>
<tr><td>200 万円超 300 万円以下</td><td>5 万円</td></tr>
<tr><td>300 万円超 400 万円以下</td><td>6 万円</td></tr>
<tr><td>400 万円超</td><td>8 万円</td></tr>
</table>
ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。
①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2 万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。
②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高基準の返済額未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。
③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。
※満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。
●随時返済：毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。</td></tr>
<tr><td>満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済について</td><td>●満 63 歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。
●満 63 歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63 歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。</td></tr>
<tr><td>ご 用 意
いただくもの</td><td>●返済口座届出印
●ご本人の証明になるもの
運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書
●収入を確認できる資料
所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書
※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。</td></tr>
<tr><td>融資利息の計算方法について</td><td>●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。</td></tr>
<tr><td>返済の方式</td><td>●元利金定額リボルビング方式</td></tr>
<tr><td>保証会社</td><td>●佐銀信用保証株式会社または株式会社オリエントコーポレーション</td></tr>
</table>

＊詳しくは、最寄の佐賀銀行窓口におたずねください。

令和 8 年 8 月現在

このまちで、あなたと

佐賀銀行